

令和6年度 建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに
処遇の改善に関する徳島県計画推進会議 議事概要

日 時：令和7年1月17日（金）午前10時30分から正午まで
場 所：徳島県庁 10階大会議室
出席者：[委員]金井委員、清田委員、小島委員、土橋委員、長尾委員、松島委員、南委員、森委員
[オブザーバー]徳島労働局労働基準部健康安全課長、
国土交通省四国地方整備局建政部計画・建設産業課長、
徳島県生活環境部労働雇用政策課長

発言者	議事・発言内容
(1) 会長の互選および会長代理の指名について	
	要項第2条第3項の規定により、会長は委員の互選により、金井委員が選任された。 また、会長代理は、委員の中から会長が指名し、小島委員、松島委員が選任された。
(2) 徳島県計画の進捗状況について	
事務局	(資料1の説明)
委員	(項目1から項目7について) 項目5（請負代金内訳書への法定福利費内訳明示実施県内市町村の割合）については、国 主導型で、内訳書への明示をしてきており、公共工事については進んできていると思う。た だ、民間の建築については少し時間がかかると思っている。 担い手3法の中で、今年の12月末までに標準労務費を国土交通省が示すことになってい る。これは、公共・民間問わず、労働者の賃金を示すこととなっている。今までの積算体系 が変わっていく大きな変換期のため、労務費がすごく重要になってくると思う。これは大き な国の方針のため、内訳の明示は進んでいくと思っている。
会長	国の方針も大きく変わるということだが、オブザーバーで参加いただいている国土交通省 四国地方整備局の増田課長、何かこの点、補足いただけるようなことはあるか。
オブザーバー	おっしゃったとおり、昨年6月に担い手3法改正され、3段階に分けて施行される。3分 の2は昨年12月までに施行されており、今年の12月までに標準労務費についての内容が 施行される。
会長	項目5の達成目標に関して言えば、(令和6年度の)50パーセントの目標を超えて 62.5パーセント、24分の15の自治体を実施しているということだと聞いたが、令和 7年度は100パーセントを目標としているが、これは達成見込みとなるのか。

事務局	項目５の市町村の取り組み状況についてだが、県においては、法定福利費に相当する額が請負契約においても適切に計上されるように、令和３年度から内訳書の作成と提出を受注者に義務付けており、１００パーセントできている。 県としては市町村においても、法定福利費の内訳明示について取り組んでいただけるように、四国地方公共工事品質確保推進協議会や公共工事契約業務連絡協議会講演会などを通じて、支援や指導を行っている。 ６２．５パーセントという数字については、１５市町村で実施をしており、９市町が今後、取り組む予定と聞いている。検討中の９市町の中でも、１市３町については、今年度中に前向きに検討したいとのこと。 市町村が取り組めない理由については、受発注者にとって負担が増えるのではないかと懸念されており、発注者側もチェックし、受注者側もそれを提出しなければならないということになるので、それが少し負担になるのではないかと、という声は聞いている。 今後、労働者の賃金確保について、企業としての責務もあるので、検討いただけるよう、市町村に我々県職員が出向いて、説明をしてご理解いただけるよう取り組んで参りたい。
委員	(項目８から項目１３について) 項目８（建設業における労働災害死亡者数）、項目９（建設業における労働災害数）に関して、建設業労働災害防止協会徳島県支部（以下、「建防災」という。）では安全衛生講習会を実施しており、ここに書かれているとおりのことはやっているが、一方、衛生面でメンタルヘルス教育があり、今年度実施する予定だったが、全然人が集まらず、中止をするということになった。おそらくこの背景にあるのは、労働安全衛生法改正の議論で対象拡大について検討されているが、メンタルヘルスの取り組みについて従業員５０人以下の事業所では努力義務となっており、また、メンタルヘルスは目に見えないことなので、建設業の方からの申し込みが少ないという状況になっている。 安全面については、講習会の方を十分実施できているが、衛生面についても、実施していきたいと思うので、県から重要性を周知いただければと思う。
委員	外国人の実習生も会社にいる。いろんな人の立場があるなかで、メンタルヘルスについてこれから調整が必要になってくるかなと思う。
委員	現場のオペレーターの方、工事の作業員が１０人から１５人いて、いろんな方がいる。コミュニケーションにおいて、言われたことに対してショックを受けるということがある。比較的経験のある方はいいが、若い人は思い詰めてしまうことが結構ある。いろんな人がいるということ、講習会を通じて認識を深められたら、働きやすい環境になるのかなと思う。
委員	メンタルヘルスのイメージがマイナスの方が強い感じがしていて、参加するということ、その本人には周りからどう思われるか、と考えてしまう。マイナスイメージが無くなればいいと思う。
会長	メンタルというキーワードがつくと、心を病んでいるというようなマイナスイメージとなり、研修があっても申し込み難いこともある。まず、悩みを抱えている方が申し込みやすく、管理職の方にもぜひ受講いただいて、どういう声かけをするか、セルフケア、アドバイスができるようになるといいと思う。
事務局	労働災害防止のために、県、発注者、受注者とも取り組んでいるなかで、メンタルヘルス研修の必要性をお話いただいた。県の職場においてもメンタルヘルス研修を非常に多くやっ

	ており、希望する職員が研修を受けるという形になっている。 ところで、建災防が計画していたメンタルヘルス研修の対象者は、職員なのか、企業の経営者か。
委員	対象は一般の従業員の方、主に事務の方がほとんどで、ストレスチェックという手法があるので、それをグループでやってもらう。現場のリーダーや従業員の方もおられて、対象が事業主の場合もある。
事務局	対象者は幅広く受け入れているということで、管理職、担当リーダー、主任者、監理技術者、そういった立場の方が来られるケースもある。メンタルヘルス研修の重要性というのはあると思うので、今後、この計画の中の施策に反映できるか、項目として位置づけるかどうか少し検討させていただきたい。
会長	項目８番の、令和６年度、２名の方が労働災害で亡くなられているということだが、具体的にはどういうケースか。
事務局	過去５、６年を見ると、死亡災害の原因は、転落、墜落が非常に多い。例えば建設機械を使用して作業中に機械とともに谷底に落ちたケースや、鉄筋の組み立て作業中、移動した足場から転落したケースがある。 転落、墜落に関しては、建災防とも一緒になって研修を受けるように取り組んでいる状況。事故を完全に無くすことは難しいが、死に繋がるような事故が無くなるようにという高い目標を持ってしっかり取り組んで参りたい。
会長	死亡事故については、例えば経験が浅い方が亡くなっている場合が多いのか、あるいは高齢の方が多いということはあるか。
事務局	最近の傾向としては、労働者の高齢化が進んでいることもあり、転倒するケースがある。若い人は、安全対策を十分に認識しないまま事故に繋がるということも見受けられる。会社としては、当然、安全対策指導、講習会をやっている状況の中でも、起きてしまっている。現在の傾向としては、労働者の高齢化が、事故の原因の一つになっているところは否めない。
会長	労働者の高齢化によって、現場のヒヤリハットも増えているのではないかと想像するが、その辺で何かご意見ある方はいるか。
委員	ちょっとした段差でつまずいたり、足場が舗装されてない場所で作業することが多いので、声を掛け合ったり、休憩時間に話し合ったりしている。
委員	「けんせつ体操」というがあるので、それを毎月、安全大会で見たりしている。
委員	建設業振興基金で作ってもらった「けんせつ体幹体操」という２分４０秒ぐらいの動画だが、ネット上の建設業協会のホームページにも掲載している。それは、朝、体を動かすことで体軸をしっかりとし、ふらつかないように、つまずかないようにするという目的で作っている。
会長	項目１１のＩＣＴ活用工事実施率について取組状況はどうか。

事務局	I C T活用工事については土木工事が中心になって展開をしているところ。I C T活用工事現場に携わっている方はわかると思うが、測量の段階からドローンやレーザースキャナーといった機器を使い、3次元測量で設計データを作成する。そのデータを活用し、情報通信技術で建設機械を自動制御することで、施工性や安全性、品質の向上、熟練度も不要という利点がある。また、その後の管理についても、デジタルで管理ができるということで、書類の作成の効率化、従来の施工方法に比べて生産性が向上するという利点がある。 県としても、平成28年度から受注者が希望するのであればI C T活用工事を導入していくということで進めてきている。8割程度という目標で、実績は参考値という形で書かせていただいているが、項目を設定した当時は土工のみを対象としているため、現在の実績は参考値としている。 全ての工事に関してI C Tが導入できるのか、というところはあるが、県として、できるだけ対象工事の拡大に取り組んで参りたい。
委員	遠隔臨場を実施したことがあるが、非常に有効と思う。担当者の移動時間の削減、移動に伴うガソリン等の燃料の削減、事故のリスクの低減、時間以外にもメリットは結構あるのではないかな。 一方、夏場の高温時にすると、タブレットが熱を持ってしまって、起動しないことがある。メーカーに問い合わせたところ、結構そういう事例があるそうだが、予備機を用意すれば、意外といけるのかなと思う。実施した感覚では、活用をどんどん進めるべきと思う。
会長	時間のコスト低減以外にも、移動中の事故を未然に防ぐ、インフルエンザ、コロナ等の感染症の拡大を防ぐ、いろんな方向で効果があると思う。
事務局	遠隔臨場のメリットの話をしていただいた。遠隔臨場の活用は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点もあり、接触自体を出来るだけ避けるという背景もあったことと、移動時間が無くなることによるコストの削減があり、そういったメリットは非常に高いと思っている。県としても出来るだけ導入したいということで今取り組んでいるところだが、夏場の機器の誤動作などがあるという話もあるので、その辺りの環境整備もしっかりしつつ、建設業者と連携を図りながら取り組みを進めたい。
会長	環境整備以外で、検査の見落としのような心配はないのか。
事務局	過去の機器はどうしても画像の精度が悪かったが、最近、4 K、8 Kといった機器の性能も非常に高くなっているという状況なので、材料確認、中間的な確認の検査をするにあたっては、十分活用できると認識している。
委員	(項目14から項目22について) 女性に向けての魅力発信に取り組みを広めましょう、というのもよくあると思うが、そんなに必要かと思ってしまう。自分は女性に向けた取り組みによって、現在の仕事をするようになった訳ではなかった。建設業に興味がある人は興味があるし、ない人は絶対にないと思う。ただ絶対に必要な仕事なので、女性に向けてと言うのではなく、若い世代の方に勧めた方がいい。
委員	働き方改革で快適トイレの設置というのがあり、主任技術者及び現場代理人が女性の場合は、必ず男性用トイレと女性用トイレで分けて、かつ快適トイレを設置しましょうという指示になっているが、快適トイレを置く場所を探すのが課題となっている。

	また、今は改善されてきているが、週休2日制になるよう、工期に余裕があるような設定をしてもらいたい。 娘が高専生だが、なぜ高専に行ったかという楽しいからという。女性の監督が何かに取り上げられていたのを見て、私もこうなりたいと。若手が見るようなところで、身近な話として特集を組んでみたり、Y o u T u b e等で若手に向けての発信をしたら、女性だけではなく、若手もこういうのがあるのか、となるのではないかな。 娘に聞くと、就職もどこで決めるかと言ったら、給料と休暇。週休2日制で土日休みましようとなったが、祝日も休めるのか。あと、賃金を上げてもらって、給料に反映できるように改善されていったら若手も入ってくるのではないかなと思う。
会長	若手に情報発信するには中高生、高専生、大学生、やはり学生向けの発信があるとキャッチしてくれるのかなと思う。
委員	私も女性向けというのはどうなのかなと思う。労働時間が長いとか、休みが少ないとかというと、いろんなライフイベントとの両立が難しいと考えると思う。2024年、建設業の働き方改革で、残業の上限規制というのがあるが、週休2日制を進めているというのは項目にもあったが、例えば残業時間についての調査を行い、実態を県が把握されているのか気になるところ。休みが増えても残業が増えたのでは意味がない。 総合的にワークライフバランスが取りやすい働き場所であるということが、女性にとっても若い人にとってもアピールのポイントになるかなと思う。
事務局	週休2日に関しては、長時間労働につながらないように、県発注工事においてはかなりゆとりのある工期を設定して発注している。現在、積算上の工期があるが、それに一定の係数を掛けて残業に繋がらないような工期設定をしており、当然、土日祝には基本的に休めるような形で、工事が完成するように県としても考えながら発注させていただいている。超過勤務の状況は、まだ県としては把握ができてない。 I C T工事などデジタルを使って、出来るだけこれまでアナログでやっていた部分を効率化していくということで時間の短縮を図り、生産性向上をしっかりと県として進めている。 先ほど女性に対するPRの話が出ていたが、県全体の生産労働人口が減っているということもあり、建設業界は基本的にその影響を受けて就業者数が減少している。担い手不足が進んでいるという状況もある。そうした状況から、色々な方を業界に取り込めないかというなかの一つの考え方として、女性の活躍を視点に入れて今まで取り組んできた。ただ、これを進めていく一方で、先ほど各委員からも話があったように、女性だけになぜメッセージを送るのか、というような話もやはり聞こえている状況。 建設産業が魅力あるものであるということをPRしていく、ということに今は力を入れており、男性女性関係なく、将来を担っていただけるような若い人向けに、メッセージを送るような形で、この方向性は少し変えているような状況。 全体的にPRをするにあたって、先ほど中高校生、大学生向けというような話もあったが、今取り組んでいるのが、小学校に対しての出前講座。学校からもニーズがあり、今年度は18件、魅力発信の取り組みを高校も含めてやらせていただいている。小学校に行った時、アンケート調査を行うが、小学6年生、5年生中心に、今後の進路として考えてもらうため、小さい頃から建設産業というのはこういう魅力があるということを伝えていきたい、ということで今取り組んでいる。 小学生なので、アンケート結果を見ると、楽しかったとかそういった感じではあるが、わかりやすく楽しかったという回答をいただくことで、建設業の魅力というものとは十分伝わっていると思っている。特に体験学習的な液状化実験や、ドローンを飛ばして測量するとい

委員	ったものを建設業協会とも連携をさせていただきながら取り組んでいるところ。出前講座を受けて、前から興味はあったけれども、こういうことが出来るんだとか、昔の建設工事よりは、最近のデジタルを使った部分について、若い人は共感する部分もあるのかなということで、その辺りを含めながら、色々PR活動を行っているところ。 今の話で、女性に特化した取り組みという様なイメージを取られているが、これまで建設業が男性中心の業界だったため、新しくアクションを起こす時に女性の方にも入職してもらおうとした時に、こういったかたちになったというのが実態。 全国的にも各県の建設業協会に女性部会の設置を要望されており、徳島県建設業協会でも今年度に創設された。その女性部会の方々に、県と一緒に行く現場見学会にも来ていただいて、決して女性だから特別という訳ではなく、女性も同じように働けるというのを見せるようにしている。 建設業界としては、働き手が少なくなってきたので、女性も一緒になって働いてもらいたい。そこに男子女子の区別はない。意欲がある人に入職してもらいたい。そのために、今年の1月6日にも出させてもらったが、業界全体のイメージアップとして、建設産業がどうして必要なのかというような告知広告を毎年出している。 また3年前にも県と一緒にPR動画を作成しており、業界全体を皆さんに見ていただくようにしながら、いいね、やってみたいねと思えるようなPRを行っている。
委員	項目17の建設キャリアアップの導入促進について、義務化工事で、下請けも含めて導入している業者が最低基準以下になるとマイナス評価になるのは厳しいと思う。
事務局	CCUS義務化モデル工事についてのご質問だと思うが、県が発注する1億円以上の工事 で、県が必要と認めた工事を対象として現在、発注している。 成績に加点をするという考え方については、目標基準が定められており、下請け工事も含めて、工事着手から半年後を始期としてスタートする。6か月の間に下請けに対してもCCUSに登録してもらってくださいという期間を設けている。着手時点から下請け会社の皆さんがCCUSに登録しなければいけないというような制度にはなっていない。 半年期間があり、当然義務工事ということで受注されているので、下請け企業、協力会社に対して呼び掛けて、登録していただくということで発注をしている。それで目標基準を達成していただけたら、加点でプラス1点、最低基準を下回る場合には減点という形を採らせていただいている。 CCUSは国も拡大フェーズということで、登録をしている人数が増えてはきているが、労働者の方々の地位向上を考えるともっと多く増やしていきたい。我々としてもメリットをPRしながらCCUSの重要性を訴えて参りたい。 快適トイレについて質問があったが、快適トイレに関しては、地震の際に避難所の仮設トイレが和式であったことから、公共工事で使うトイレは洋式化していく、さらに快適なトイレを導入していく、という背景があり、現在、取り組みを進めている。県としては、快適トイレを取り入れていただくのは、現場の主任技術者が女性だったときに、女性が働きやすい職場環境の改善に取り組むということを目的にしている。工種によっては、非常に工期が短い場合、トイレを置くスペース確保がなかなかできない状況があると思う。そういった状況について、県として対応していきたいと思い、ご意見を踏まえて、検討させていただきたい。
委員全員	計画の推進状況について承認。

(3) その他	
委員長	委員から働き方改革の推進に関して意見があるとのこと。
委員	全体工期が3月末までに間に合わせるとした工事で、設備工事が年末のぎりぎり遅くまで働き、年始も最初から作業を開始する工事がある。工期を伸ばしてほしいと言っても3月末までと言われたが、これについてどう考えるか。
事務局	県では設備工事は、基本的には建築関係の工事として発注しているので、営繕課が発注している工事に該当しているケースが多いかと思う。建築関係の工事においても、週休2日や適正な工期の設定は注意しているが、設備の場合は、どうしても建築本体の工期に左右される部分がある。 (工期に間に合わせるため) 土日にやってくださいというようなことがない訳ではないというのはこちらも聞いている。工期の延長ができないとかいう話については、営繕課にも状況を聞いて、そういった状況になっているのかどうか確認させていただきたい。
委員	その発注体制が元請けとして発注を受けているか、下請けとして入っているのか、分離発注をされて設備が別になっているのかによっても対応が違ってくると思う。施工全体が遅れてくると、どうしても最終的に工期のしわ寄せが、設備関係、空調関係に行ってしまうということがある。発注者との協議を施工段階でされるはずなので、その確認が重要になってくると思う。
委員	民間の住宅工事においても、職人さんの意見を聞いてスケジュールの調整をしながら進めることが無いわけではない。
会長	そういった作業時間の確認を県でもしていただけると、また1つレベルアップした働き方改革になるのではないかな。
事務局	毎年2月に建設業協会の皆様と意見交換させていただき、制度改正を行っている。それは何故かと言うと、事業者の皆様の処遇の改善の話ではあったのが、そこを改善しようとする、会社の経営やその業界の先の見通しとか、経営が苦しい中ではなかなか職場の改善もできないというのが現実だろうと思う。県としては、県土強靱化するための安定的な予算の確保であるとか、発注や入札手続きの改善を行っていく。 先ほど話のあった遠隔臨場は、元々ボーリングなどの地質調査において、監督員が日程調整して確認するというとき、確認するまで手待ちになっていた。工事というのは手待ちになると会社としては諸々の経費がかかるということで、手待ちを無くすというような意味で遠隔臨場を始めて、コロナ禍もあって、それがだんだん拡大してきた。 また、快適トイレについては、発注者側としては、施策推進ということで導入しているが、それが負担になるということであれば、それは当然改善していくべきであるし、利用の方が一番良い形を考えていきたいと思う。制度については、庁内での議論や業界の皆様の意見を聞いて改善していきたいと考えている。 工期についての意見もいただいた。工期は大変重要なところであり、建築工事については、民間工事では設備も含めて建築一式というかたちで発注されているかと思う。県の発注の方針としては、専門業種、電気や空調といったそれぞれの業界の専門性のある方を、元請けと

して仕事をとってもらうため、分離発注を進めている。その関係で、どうしても建築工事の方が遅れるとその後の専門業種の工事の工期が厳しいということがあり、また学校工事など工期が決まっているところもあり、工期で無理を強いるところが出てくることもあるかと思うが、県としては個別の案件は個別でお聞きして対応ができるところは対応していきたいと思う。

特に建築工事では、本体の工事は間に合っても、本体の都合で工期が遅れた場合に、日程的に難しくなるところがあり、また、舗装工事などでは、市内の交通量が多いところで、昼間舗装、修繕が出来ないなどもあり、夜間をお願いしている部分もあるなど、県民の皆様に安全に社会資本を利用させていただく中で無理をお願いすることがある。本日議論いただいたように、取り組みを続けるなかで、いろいろな意見を頂くことで、県としても考え方を見直す部分もあると思っている。引き続き、様々なご意見をいただき、少しでも良い職場環境にしていきたいと思っているので、引き続きよろしくお願いしたい。